

# 日立市 災害廃棄物 処理計画

【概要版】  
令和6年8月改定

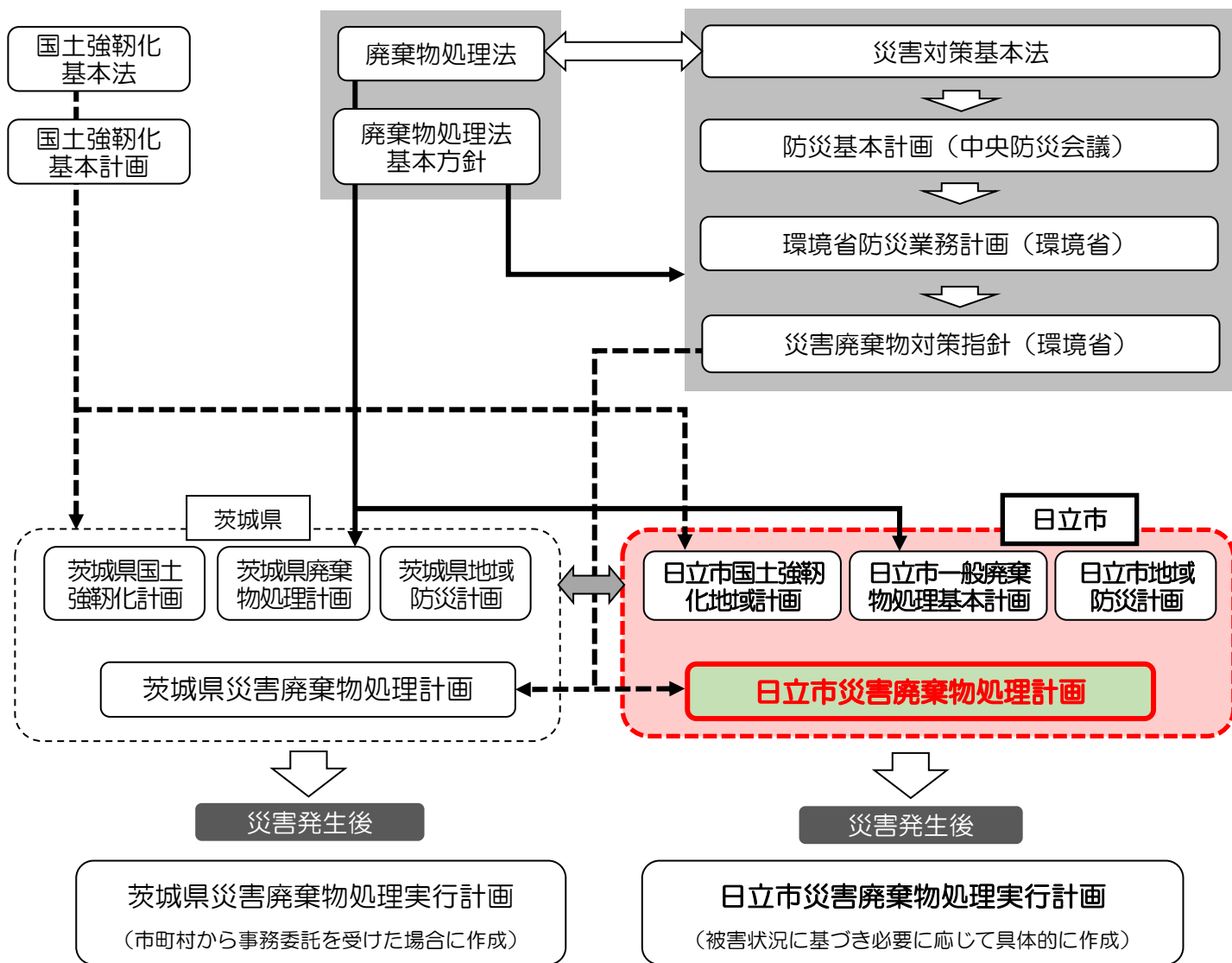
日立市 生活環境部 資源循環推進課  
日立市助川町1丁目1番1号  
Tel:0294-22-3111 e-mail:recycle@hitachi.lg.jp

## 1 計画策定の目的

災害廃棄物は、短期間に膨大な量が排出されることから、市民の生活環境や公衆衛生の保全を確保し、復旧・復興を円滑に進めるため、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することを目的として、「日立市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」）を策定しました。

また、令和5年9月の台風13号に伴う線状降水帯発生における水害対応を踏まえ、より実効性ある計画とするため見直しを行いました。

## 2 計画の位置付け



## 3 対象とする災害及び廃棄物

本計画では、地震災害、風水害等の自然災害及び事故災害を対象とします。

また、対象とする災害廃棄物は、その災害で発生する「木くず」「コンクリートがら」「金属くず」など、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物となります。

（詳細は、市ホームページや本計画の本編参照）

## 4 処理期間の設定

災害廃棄物の処理は、早期の復旧・復興に資するよう、できるだけ早く完了することとし、災害の規模や災害廃棄物発生量に応じて、適切な処理期間を設定します。

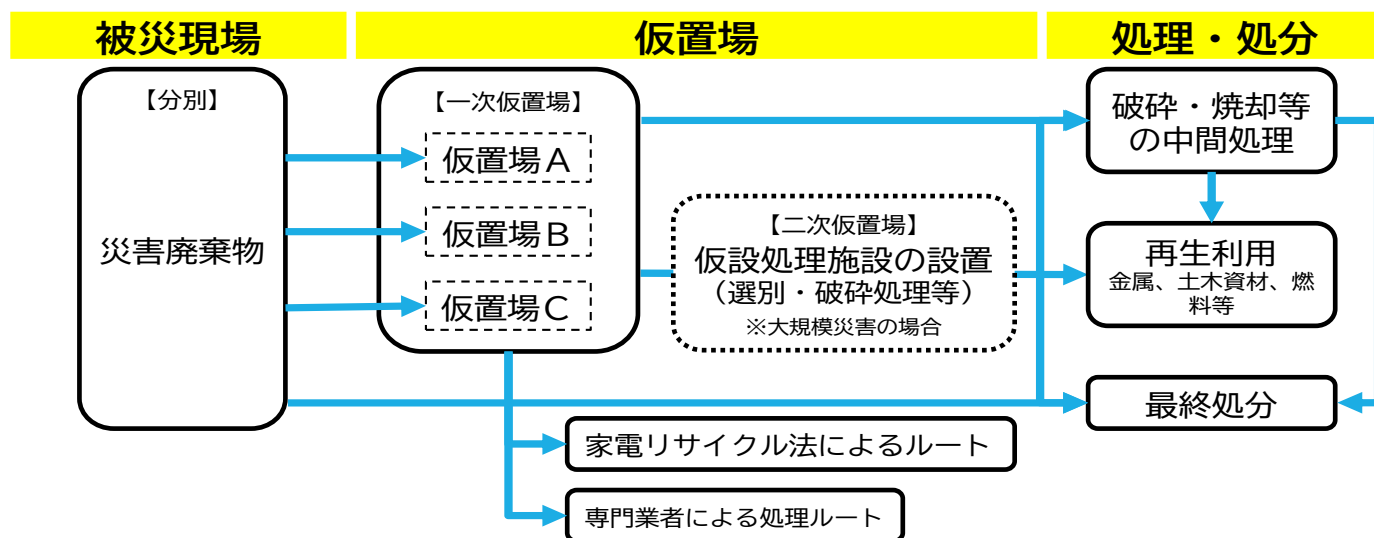
なお、大規模災害においても、3年以内の処理完了を目指します。

## 5 災害廃棄物処理の基本方針

<b>基本方針1</b> 適正かつ円滑・迅速な処理の実行	市民の生活環境保全及び公衆衛生上の支障防止の観点から、適正な処理を進めつつ、復旧・復興の妨げにならないように円滑かつ迅速な処理を実行します。
<b>基本方針2</b> 目標期間内での処理の実施	災害廃棄物処理の手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県や国と協議して決定することとしますが、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行います。 ア 初動期（災害発生後3日後まで） イ 第一次処理対策期（災害発生後4日目から14日目まで） ウ 第二次処理対策期（災害発生後15日目以降）
<b>基本方針3</b> 合理的かつ経済的な処理	処理の緊急性や困難性を考慮しながら、合理性のある処理方法を選定し、経済的な処理に努めます。

## 6 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物は、被災現場で分別した上で仮置場へ搬入し、仮置場に分別して集積・保管します。これらの災害廃棄物は、種類や性状に応じて破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行います。



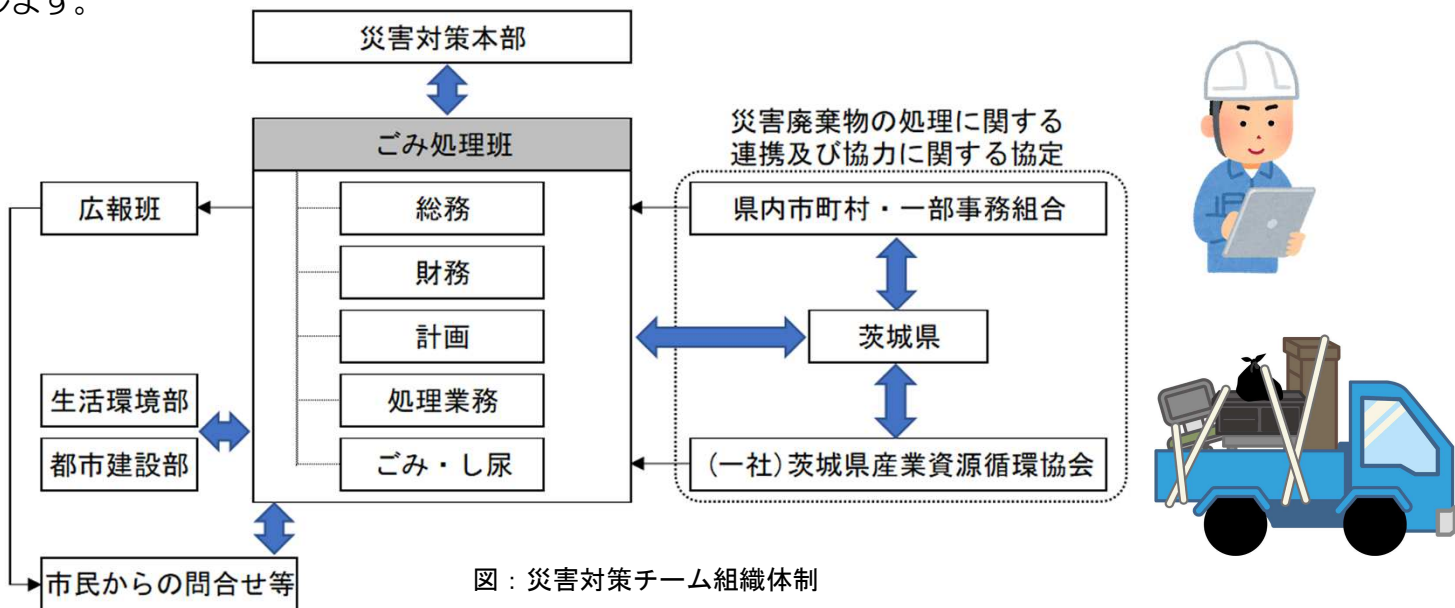
図：災害廃棄物処理の流れ

## 7 災害廃棄物処理実行計画の策定

災害が発生した際は、被害状況を踏まえて、本計画に基づき、処理の方針及び処理期間の検討を行います。また、災害廃棄物の収集運搬、処理・処分方法、再生利用先の確保、仮設処理施設の必要性等を検討した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定します。

## 8 災害廃棄物処理の体制構築

災害時は、地域防災計画及び本計画に基づき、災害廃棄物処理の組織体制を構築し、指揮系統を確立します。



図：災害対策チーム組織体制

## 9 災害廃棄物発生量の推計

(単位：トン)

	木くず	コンクリートがら	コンクリートがら(瓦)	金属くず	可燃物	不燃物	腐敗性廃棄物(畳)	家電4品目	その他処理困難な廃棄物等(石膏ボード)	合計
地震 + 津波	33,591	649,432	14,332	33,591	87,673	280,264	1,904	2,575	16,348	1,119,711
水害	179	3,468	77	179	468	1,497	10	14	87	5,980

※地震は、F1断層の地震による被害想定(最大震度7)

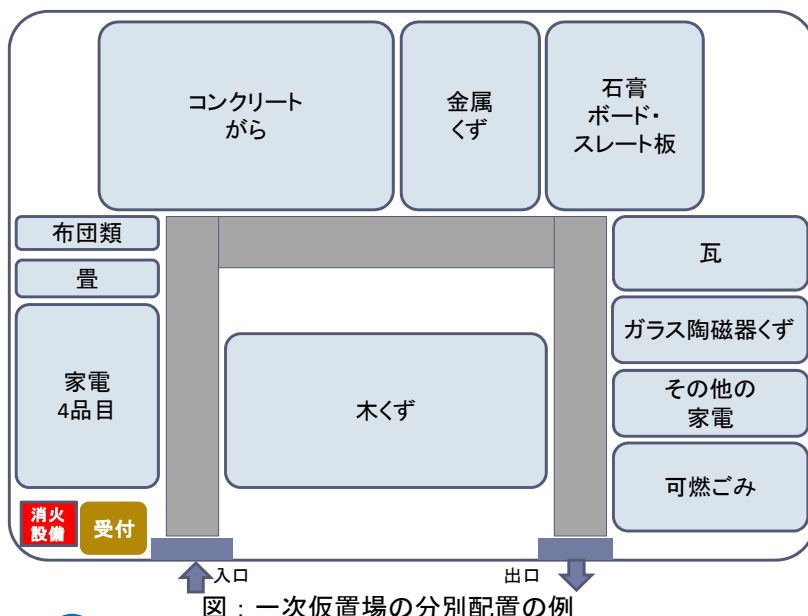
※津波は、東日本大震災での津波浸水を想定

※風水害は、水防法に基づく浸水想定区域での被害想定(久慈川、茂宮川、十王川)

## 10 災害廃棄物の仮置場

仮置場は、災害廃棄物を一時的に集積する場所です。市内既存施設を最大限活用しても目標期間内に処理することができない膨大な量の災害廃棄物が発生した場合は、二次仮置場内に仮設処理施設の設置が必要となります。

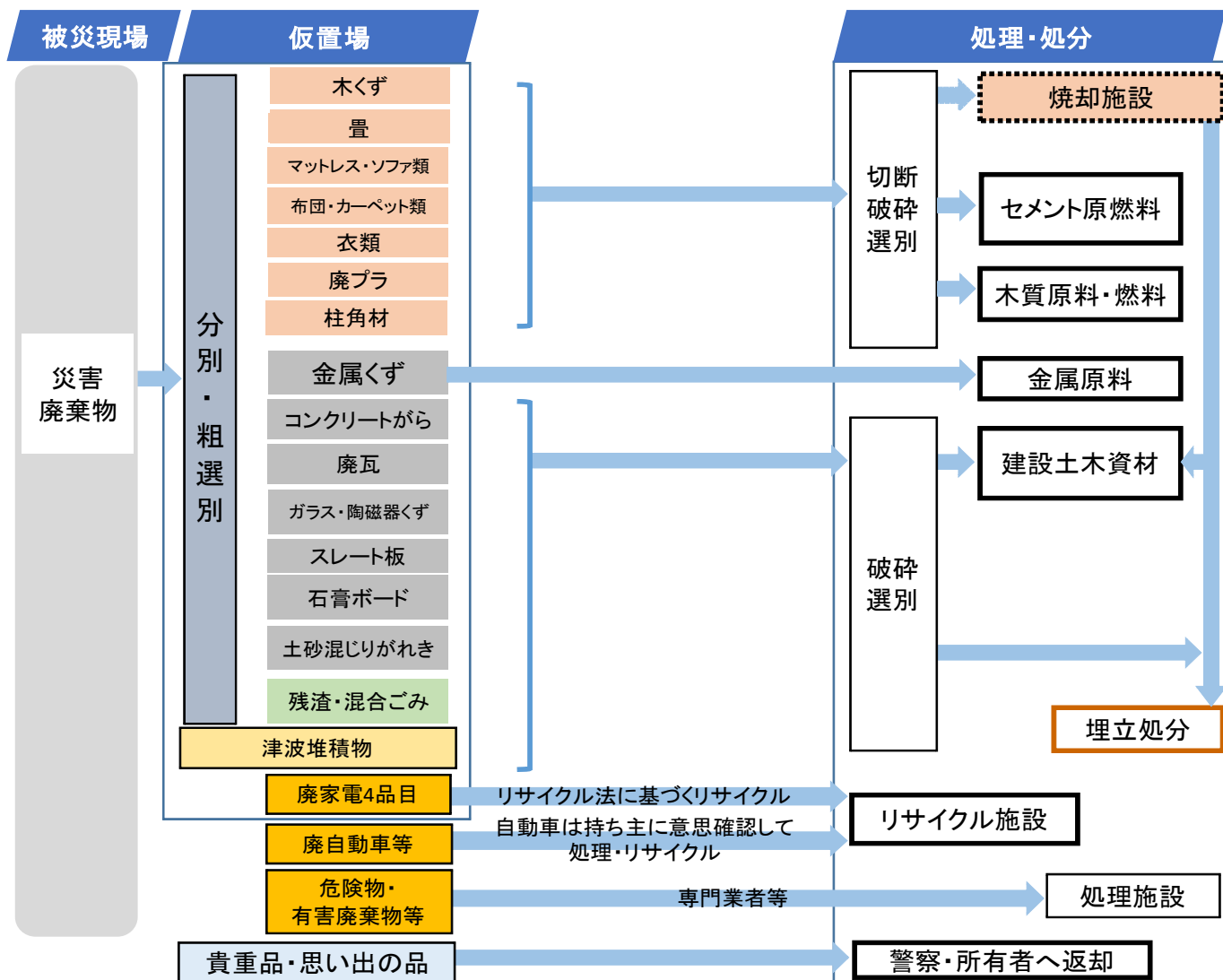
また、仮置場は、円滑に通行できるように一方通行の動線とし、仮置場内の配置が分かりやすいよう、配置図を事前に配布又は入口で配布します。



図：一次仮置場の分別配置の例

## 11 災害廃棄物の処理方法

災害廃棄物の処理は、環境負荷の低減や資源の有効利用の観点から、可能な限りリサイクルを進め、焼却処理量及び最終処分量の削減に努めます。



図：災害廃棄物の種類別の処理方法

## 12 災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理

計画による実行力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 本計画を通して、庁内はもとより、県、他市町村、事業者及び市民と災害への備えの重要性を共有</li> <li>✓ 災害廃棄物処理に関連するBCP（事業継続計画）を策定し、災害時の行動強化</li> </ul>
情報共有と教育・訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ これまでの災害廃棄物処理の経験を継承し、災害廃棄物処理に係る対応力向上</li> <li>✓ 県、他市町村、事業者等との情報の共有・連携の強化</li> <li>✓ 目的に応じた効果的な教育・訓練の定期的実施</li> </ul>
進捗管理・評価による課題の抽出	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 教育・訓練履修者の数や仮置場候補地の選定等の進捗状況の確認</li> <li>✓ 関係者と共有し、評価・検討を通じた対応能力を向上</li> </ul>
計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「災害廃棄物対策指針（環境省）」の改定、「日立市地域防災計画」の被害想定の見直し等を踏まえた本計画見直し</li> </ul>